

ラモス瑠偉ME S S Eスクール規約（2019年度版）

第1条 名称

本スクールは「ラモス瑠偉ME S S Eスクール」（以下「スクール」という）と称し
ラモス瑠偉ME S S Eスクール事務局（以下「事務局」という）が管理運営を行うものとする。

第2条 事務局及び各校の所在地

事務局：〒541-0053 **大阪市福島区福島 1-1-12 堂島リバーフォーラム 3F** TEL06-6940-6222 Fax06-6940-6456

大正校：〒551-0003 大阪市大正区千島 1-1-41 TEL06-6551-3966 Fax06-6551-3976

天下茶屋校：〒557-0041 大阪市西成区岸里 1-1-40 TEL06-6655-5553 Fax06-6655-6777

生野校：〒544-0014 大阪市生野区巽東 3-2-4 TEL06-6751-3777 Fax06-6751-3775

大宮校：〒331-0825 さいたま市北区榑引町 2-574-1 TEL048-664-5588 Fax048-664-5599

仙台長町校：〒982-0007 宮城県仙台市太白区あすと長町 1 街区 10 画地 TEL022-308-3077 Fax022-308-3088

川口元郷校：〒332-0011 川口市元郷 2-574-1 サミットストア屋上 TEL048-223-1151 Fax048-223-1141

名取校：〒981-1227 宮城県名取市杜せきのした 2-3-2 TEL022-382-8588 Fax022-382-7166 ※2019年3月末閉校

鶴見緑地校：〒538-0035 大阪市鶴見区浜 1 丁目 2-52 TEL06-6915-5600 Fax06-6915-5150

海老江校：〒538-0035 大阪市福島区海老江 8-16 TEL06-6346-3119 Fax06-6346-3120

第3条 目的

本スクールはスクール生（以下「会員」という）のスポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り地域社会のスポーツ振興に寄与し、スクールを通じて社会道徳を学ぶことを目的とする。

第4条 会費【仙台長町校】

会員はスクールに対し、下記のとおり会費（税込）を支払う。

①入会金 5,000 円*入会時に支払うものとする。

②会費 (週1コース) U-6 : 5,800 円 U-9 : 6,300 円 U-12 : 8,400 円 強化育成クラス : 8,400 円

(週2コース) U-6 : 8,500 円 U-9 : 9,500 円 U-12 : 11,500 円 強化育成クラス : 11,500 円

(週3コース) U-6 : 11,000 円 U-9 : 11,500 円 U-12 : 14,100 円 強化育成クラス : 14,100 円

*年会費 12,000 円*月割り 1,000 円は上記の中に含まれております。

*翌月分を月末迄支払うものとする。月途中入会の日割り等はありません。

第5条 会費の不返納

一旦納入した会費等は理由に如何を問わず返金しないものとする。

第6条-1 練習日及び対外試合

本スクールのスケジュールは各校が定めた日時に行い雨天、祝日その他の理由で休校とした場合、代替日の決定、決定後の日時調整は本スクールに一任するものとする。

対外試合等行う場合のメンバー構成は本スクールに一任するものとする。

-2 欠席時と振り替え

スクール欠席時は、欠席の連絡を必ずメールにて行って下さい。

欠席時の振り替えに関しては、当スクールが定めた講習日/ゲーム大会開催日に振り替え対応可能（無料）とさせていただきます。

※通常スクールへの振り替えは原則行わないものとします。

第7条 届出事項の変更

会員は、氏名、住所、電話番号など必要事項に変更があった場合遅滞なく事務局に連絡すること。又前途の届出がないために到着しなかった通知、送付書類について事務局は一切責任を負わないものとする。

第8条 保険

会員は入会とともに本スクール指定の保険に加入するものとし、費用は各会員の年会費より、加入手続きは本スクールが行う。

第9条 免責

本スクールにおいて、各校の施設内で生じた加入保険の適用範囲外の事故による傷害等に対して本スクールは何ら責任を負わない。

第10条 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、各スクール校での諸規則に従うものとし、

第11条 個人情報/肖像権

本スクールにおいて撮影された、静止画・動画は、本スクールホームページや SNS、その他スクール活動の報告事項に掲載される場合がございます。

第12条 休会

- ①休会する会員は所定の届出用紙に必要事項を記入の上、休会開始月の前月5日までに事務局に提出すること。
- ②休会期間は最長で連続2ヶ月間とし、超えた場合は自然退会となり本スクール生の資格を失います。
- ③特別な事情で直ちに休会する場合、2ヶ月以上休会する場合は事務局の承認を得ること。
- ④休会月の会費、年会費の支払は無とする。

第13条 退会

- ①退会する会員は所定の届出用紙に必要事項を記入の上、退会希望される前月5日までに事務局に提出すること。
- ②特別な事情で直ちに退会する場合は事務局の承認を得ること。
- ③再入会する場合、新たに入会金を支払うものとする。

第14条 除名

会員（親権者含む）が下記の事項に該当するとき、その他会員として不適格と各校のコーチ、事務局が判断した時はその会員を除名する事ができる。

- ①本規約に違反した又は違反したと判断したとき。
- ②無断で会費等の支払を2ヶ月以上滞納したとき。
- ③無断で3回以上スクールを欠席したとき。

第15条 規約の改正

本規約は必要に応じ随時本規約を改正することができる。

第 15 条 施行

本規約は平成 21 年 3 月 1 日より実施する。

平成 22 年 4 月 16 日スクール事務局住所Ⅲ、練習日及び対外試合改訂。

平成 22 年 12 月 1 日週 3 回コースの追加。(天下茶屋校)

平成 23 年 9 月 1 日週 4 回コースの追加。(大宮校)

平成 23 年 9 月 1 日第 6 条 2 項の追加。(大正校・大宮校・川口元郷校・鶴見緑地校)

平成 25 年 4 月 1 日週 3 回コースの追加。(生野校)

平成 25 年 4 月 1 日川口元郷校開校に伴い項目追加。(川口元郷校)

平成 25 年 5 月 1 日週 3 回コース追加。(大正校)

平成 25 年 9 月 14 日名取校開校に伴い項目追加。(名取校)

平成 26 年 4 月 1 日鶴見緑地校開校に伴い項目追加。(鶴見緑地校)

平成 26 年 4 月 1 日消費税法改正により月謝、月会費料金改定。(全校)

平成 26 年 9 月 6 日月謝年会費自動引き落としによる変更届日改正。

平成 26 年 9 月 26 日振替期間の変更。

平成 28 年 2 月海老江校開校。

平成 28 年 9 月仙台長町校料金改定。振替項目追加 (仙台長町校)

平成 30 年 4 月仙台長町校・名取校 クラス改定

平成 31 年 4 月仙台長町校 クラス改定 ・ 名取校 閉校